

平成9年度

農水産業協同組合
貯金保険機構年報

平成10年7月

農水産業協同組合貯金保険機構

目 次

◎ 平成9年度業務概況	
I. 一般情勢	2
II. 業務の概況	2
1. 資金援助の実績	2
2. 調査関連等事業	4
3. 保険料・特別保険料の徴収等	4
III. 諸規程及び組織体制の整備	5
IV. 収支状況	6
第1表 平成9事業年収支	
第2表 貸借対照表及び損益計算書	
1. 一般勘定	
2. 特別勘定	
◎貯金保険制度及び貯金保険機構の概要	
I. 貯金保険制度の趣旨	9
(付) 貯金者保護等の仕組み	
II. 貯金保険の仕組みと現状	11
(付) 貯金保険制度の貯金者保護・信用秩序の措置 (概念図)	
III. 貯金保険機構の概要	18
◎ 資料編	
資料 - 1 貯金保険制度の拡充・整備経過	
資料 - 2 貯金保険制度の発動実績一覧	
資料 - 3 資金援助の実績	
資料 - 4 組合数・総貯金・被保険貯金・保険料 (年度別)	
資料 - 5 平成9年度保険料・特別保険料 (都道府県別)	
資料 - 6 年度別収支状況	
資料 - 7 被保険金貯金残高と責任準備金の推移	
資料 - 8 運営委員、役職員一覧	
資料 - 9 農水産業協同組合貯金保険機構組織図	

平成9年度事業概況

I. 一般情勢

我が国の経済は、一昨年来比較的堅調に推移してきたところであるが、個人消費の落ち込みや設備投資の低迷等に加えて、アジアでの通貨危機発生の影響から、年度の半ば以降急激な景気の悪化がみられた。

また、金融ビッグバンの実施、早期是正措置の導入等を控え、市場による金融機関の選別化が強まったことから、金融機関の経営悪化や株価の下落、証券市場の低迷等による金融の再編淘汰の流れが都銀、四大証券の一角にまで及ぶなど金融システムが極めて不安定な状況となった。このため、政府により、預貯金者の金融システムへの不信感の払拭を目的として、預金保険制度及び貯金保険制度の改正が行われるとともに、公的資金による一部金融機関への資本注入等を内容とする30兆円規模の金融安定化策が講じられた。また、個人消費を中心とする景気対策として2兆円の特別減税が実施されたところである。

一方、農業、漁業をめぐる情勢は、就業人口の減少、高齢化等従来からの構造問題のほか、輸入農水産物の増加、価格の低迷等厳しい環境におかれているところである。政府においては農政の抜本的な施策を樹立するため、「食料・農業・農村基本問題調査会」で幅広い検討が行われているなど大きな転換期を迎えている。

このような情勢のなかで、系統信用事業は、本年度においては、貯金が前年度を上回る伸び率を示すとともに、貸出金も全体として堅調に増加しているが、他方、金融機関の競争激化、利用者の選別化等による事業量の伸縮、利鞘の縮小等の厳しい事態が避けられない情勢にある。

このような事態を乗り切っていくため、系統信用事業においては、合併、事業統合等規模の拡大による経営安定化と併せて、組合員・地域のニーズと信頼に応える事業展開、効率的な事業運営、リスク管理の徹底等による経営の健全化・安定化に取り組んでいるところであり、今後その取組みの一層の充実が必要となっている。

II. 業務の概要

当機構は、上記の系統信用事業をめぐる情勢を踏まえ、貯金者の保護を図り、信用秩序の維持に資することを目的として、平成9年度に次の業務を行った。

1 資金援助の実施

(1)継続案件に係る資金援助の実施

ア 鹿児島県信農連に対する資金援助の実施

平成9年4月1日付けで契約した第3期の資金援助契約に基づき、平成10年3

月27日に496百万円の金銭贈与を実施した。

イ 美野里町農業協同組合に対する資金援助の実施

前年度に引き続き、平成10年3月27日に75百万円の金銭贈与を実施した。

(2)なぎさ漁協に対する資金援助の実施

平成9年3月25日の運営委員会で議決、主務大臣の認可を受けて決定したなぎさ漁協に対する資金援助については、同年4月1日付けで資金援助契約を締結した。

この資金援助は、事業譲渡の日（同年4月1日）から1年以内に実施することとしており、同年6月23日に11.9億円を一括金銭贈与の方法により実施した。

(3)高松市中央農協に対する資金援助の決定及び実施

不動産会社に対する不良貸付け及びノンバンク数社との不正取引により多額の固定化債権を抱えて経営困難に陥った香川県高松東部農協について、貯金者の保護と信用秩序の維持を図るため、地元県、県内系統組織等により、高松市中央農協に事業譲渡を行う再建スキームがとりまとめられた。この事業譲渡に係る適格性の認定については、両組合からの申請に基づき、主務大臣の事前承認を経て、平成9年6月30日付けで香川県知事から行われた。債務超過額約135億円のうち要支援額130億円について、全国段階に対して求められた支援額45億円のうち、当機構に対しては36.8億円の資金援助の申込みが救済組合である高松市中央農協から同日付けで行われた。

当機構は、同年7月4日の運営委員会で議決、主務大臣の認可を受けて、資金援助を決定するとともに、同月15日付けで資金援助契約を締結した。

なお、この資金援助は、事業譲渡が行われた日以降速やかに、一括金銭贈与の方法で行われることとなっていたが、同年10月1日に事業譲渡が行われたことにより、同時に実施した。

(4)桜井しき農協に対する資金援助の決定

建設会社等に対する不良貸付けにより多額の固定化債権を抱えて経営困難に陥った奈良県広陵町農協について、貯金者の保護と信用秩序の維持を図るため、地元県、県内系統組織等により、桜井しき農協と合併を行う再建スキームがとりまとめられた。この合併に係る適格性の認定については、両組合からの申請に基づき、主務大臣の事前承認を経て、平成10年3月24日付けで奈良県知事から行われた。債務超過額約160億円のうち要支援額151億円について、全国段階に対して求められた支援額75.5億円のうち、当機構に対しては61.8億円の資金援助の申込みが救済組合である桜井しき農協から同日付けで行われた。

当機構は、同月26日の運営委員会で議決、主務大臣の認可を受けて、同月30日、資金

援助を決定した。

なお、この決定により同年4月1日付けで桜井しき農協との間に資金援助契約を締結し、同日、両組合の合併が実施されたことに合わせて、61.8億円の一括金銭贈与を実施した。

2 調査業務の実施

(1) 農漁協系統信用事業モニタリングの実施

農漁協系統信用事業モニタリング事業については、自己資本比率等一定の基準に該当する組合について、その財務の状況等を継続的に調査し、経営諸比率の分析による経営力評価を行うことにより、早期是正措置の実施等に資するものであり、農協系統は平成8年度から、漁協系統は平成9年度から事業化に取り組んだ。平成9年度においては、モニタリング対象組合として、225組合を対象に調査を実施した。

漁協系統については、漁協系統信用事業モニタリングシステムに係るプログラム開発を行った。

なお、従来から実施してきた漁業協同組合実態調査については、当システムを開始したことから、事業を廃止した。

(2) 農協等信用事業経営状況調査事業の実施

保険事故未然防止等を目的として、農協及び漁協のリスク管理、信用事業部門損益等の自己点検の実施状況等に関する調査事業を平成5年度から実施しているが、平成9年度も引き続き信農連、全漁連を通じて実施した。

(3) 欧米諸国における貯金保険制度の調査研究の実施

資金援助業務等の適正かつ円滑な実施の参考に供するため、平成9年度においても、米国、英国等の預金保険制度に関する資料の収集、翻訳、検討を行った。

3 保険料・特別保険料の徴収等

平成9年度の保険料については、各農協、漁協及び受託金融機関の協力により適時に全額徴収した。

保険料・特別保険料の納付組合数及び金額は、農協で2,158組合、保険料11,772,468千円、特別保険料7,848,308千円、漁協で1,285組合（うち特定漁連19）、保険料409,369千円（うち特定漁連96,987千円）、特別保険料272,911千円（うち特定漁連64,658千円）、計3,443組合、保険料12,181,837千円、特別保険料8,121,219千円であった。前年度と比較すると、組合数では、合併等により、農協が199組合、漁協が111組合（特定漁連の増加分を差し引けば113組合）、合計310組合の減少となった。保険料及び特別保険料について

は、前年度に期中で改正された保険料率、新設された特別保険料率の通年度化もあって、農協で4,927,271千円、漁協で190,249千円、合計では5,117,520千円の増加となっている。

III. 諸規程及び組織体制の整備

1 定款・業務方法書の一部改正

平成9年12月19日に公布・施行された貯金保険法の一部改正等に伴い、新設合併・特定合併（知事のあっせんによる経営困難農漁協同士の合併）に対する資金援助業務の追加、債権取得方法の変更等に関する定款及び業務方法書の一部改正を行った。

2 組織体制の整備

平成8年6月の貯金保険法の一部改正により、特別資金援助、貯金等債権の特別買取り等の特例業務が新たに導入されたことに伴い、平成8年度に引き続き組織定員の増加（3名）を行い、業務機能の拡充強化に対応した組織体制の整備を図った。

IV. 収支状況

一般勘定と特別勘定の収支状況は次のとおりである。

1 一般勘定

平成9年度における収支については、収入面では、保険料が12,181,837千円、資産運用収入等が3,707,239千円で、総額15,889,076千円となった。

支出面では、鹿児島県信農連に対する資金援助496,000千円、美野里町農協に対する資金援助75,000千円、なぎさ漁協に対する資金援助1,190,000千円、高松市中央農協に対する資金援助3,680,000千円、一般管理費等の支出401,426千円、合計5,842,426千円となった。

この結果、収支差額は10,046,650千円となり、これを全額責任準備金に繰り入れることにより、平成9年度末における一般勘定の責任準備金の額は、141,528,832千円となった。

2 特別勘定

平成9年度における収支については、収入面では、保険料が8,121,219千円、資産運用収入が78,308千円で、総額8,199,527千円となった。

支出面では、特例業務による支出が生じなかったため、収支差額は8,199,527千円となり、これを全額責任準備金に繰り入れることにより、平成9年度末における特別勘定の責任準備金の額は、12,946,903千円となった。

平成 9 事業年度収支

(単位：百万円)

勘定	保険料	運用収入	その他共収入計	資金援助事業費	その他共支出計	差引剰余金	責任準備金残高
一般勘定	12,182	3,707	15,889	5,441	5,842	10,047	141,529
特別勘定	8,121	78	8,200	0	0	8,200	12,947
計	20,303	3,785	24,089	5,441	5,842	18,246	154,476

(第2表)

1. 一般勘定

貸借対照表

(平成10年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	141,867,632	流動負債	1,898
現金	22	仮受金	1,898
預金	10,598,876	固定負債	141,592,788
有価証券	130,732,955	責任準備金	141,528,832
未収収益	535,779	退職給与引当金	63,956
固定資産	27,054	(負債合計)	141,594,686)
有形固定資産	769	資本金	300,000
投資その他の資産	26,285		
資産合計	141,894,686	負債・資産合計	141,894,686

(注) 1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,798千円

2. 各計数は、単位未満四捨五入

損益計算書

(自平成9年4月1日 至平成10年3月31日) (単位：千円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
経常費用	15,889,076	経常収益	15,889,076
資金援助事業費	5,441,000	保険料収入	12,181,837
金銭贈与	5,441,000	資産運用収入	3,706,840
一般管理費	401,426	事業外収益	399
一般管理費	388,223		
退職給与引当金繰入	13,021		
減価償却費	182		
責任準備繰入	10,046,650		
合計	15,889,076	合計	15,889,076

(注) 各計数は、単位未満四捨五入

2. 特別勘定

貸借対照表

(平成10年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	12,946,903	流動負債	0
預金	6,920,440		
有価証券	6,000,000	固定負債	12,946,903
未収収益	26,463	責任準備金	12,946,903
固定資産	0		
資産合計	12,946,903	負債・資本合計	12,946,903

(注) 各計数は、単位未満四捨五入

損益計算書

(自平成9年4月1日 至平成10年3月31日) (単位：千円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
経常費用	8,199,527	経常収益	8,199,527
一般管理費	0	保険料収入	8,121,219
責任準備金繰入	8,199,527	資産運用収入	78,308
合計	8,199,527	合計	8,199,527

(注) 各計数は、単位未満四捨五入

貯金保険制度及び貯金保険機構の概要

I. 貯金保険制度の趣旨

貯金保険制度は、信用事業（貯金（貯金及び定期積金をいう。以下同じ。）の受入れ）を行っている組合（農協、漁協、水産加工協及び特定漁連（漁協から信用事業の譲渡を受けた信漁連）をいう。以下同じ。）に万一経営破綻が生じた場合、その貯金者に対し農水産業協同組合貯金保険機構（以下「貯金保険機構」という。）が保険金の支払と貯金等債権の買取りを行うほか、経営困難組合（原則として、信用事業に起因して経営が困難となった組合に限る。）に係る合併等に対し適切な資金援助を行う等、貯金者の保護と信用秩序の維持に資することを目的とした次のような制度内容となっている。

- ① 農協、漁協等が貯金の払戻しを停止したり、解散、破産等の事態に陥った場合に、貯金保険機構が貯金者に対し、1,000万円を限度とした保険金の支払を行うこと。
- ② 保険金の支払に併せて、貯金保険機構が貯金者の有する貯金等債権のうち、保険金支払対象以外の部分（貯金の利子及び1,000万円を超える元本）について、買取りを行うこと。
- ③ 経営困難組合を合併（吸収又は新設）又は信用事業の全部譲渡により救済しようとする組合（以下「救済組合」という。）及び救済組合又は信用事業再建措置（単独再建）を行う経営困難組合に対して相互援助制度により援助を行う連合会等（信農連、信漁連、農林中金をいう。以下同じ。）に対し、貯金保険機構が直接又は間接的に資金援助を行うこと。

* この貯金保険制度の根拠法令は次のとおりとなっている。

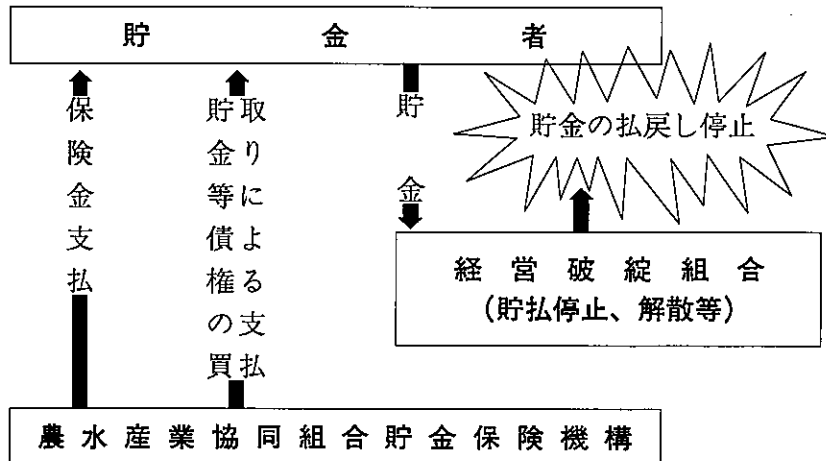
根拠法令

- ・農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年7月16日法律第53号）
- ・農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和48年7月16日政令第201号）
- ・農水産業協同組合貯金保険法施行規則

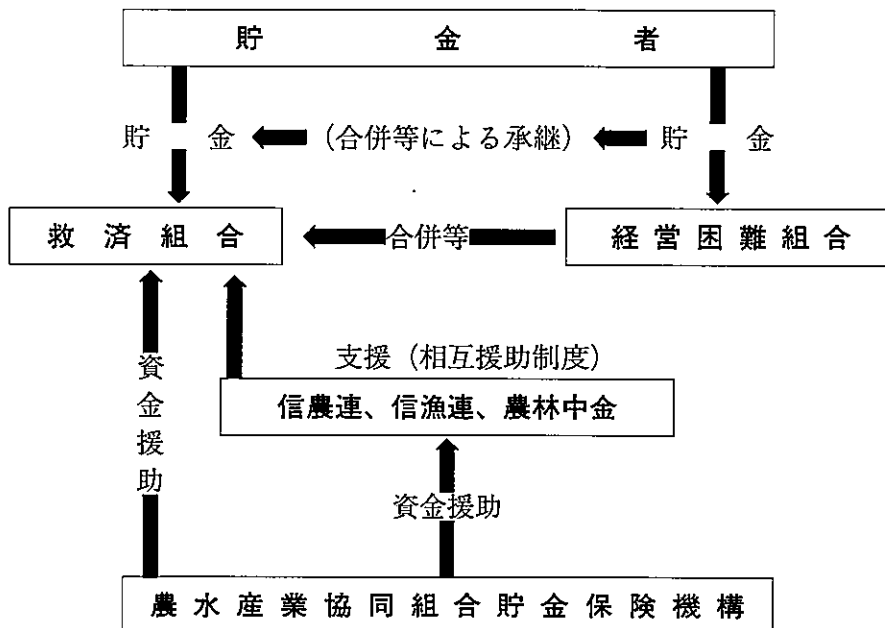
（昭和48年7月16日大蔵省・農林省令第1号）

貯金者保護等の仕組み

- ◎ 組合の経営破綻により貯金の払戻し停止、解散等となった場合
 経営破綻組合の貯金者に対して保険金の支払、貯金等債権の買取による支払により貯金者を保護します。



- ◎ 経営困難組合を合併等で救済する場合
 救済組合又は救済組合を支援する連合会等に対する資金援助により組合の貯金者保護及び信用事業機能の維持を行う。



*合併等… (吸収又は新設) 又は信用事業の全部譲渡

なお、特別期間 (平成13年3月末日まで) 中は、経営困難組合同士の新設合併も対象となる。

II. 貯金保険の仕組みと現状

1. 保険関係

(1) 保険関係の成立

貯金者が組合に貯金を預け入れると、その貯金の払戻しにつき、一定の金額の範囲内で、その貯金者、組合、貯金保険機構の間に法律上保険関係が成立する。すなわち、貯金者を保険金受取人として、組合は保険料を負担し、組合に万一保険事故が発生した場合に貯金保険機構が保険金を支払うという三者間の保険関係が、貯金者あるいは組合が個別に保険の加入手続きを取ることなく成立し、その組合が貯金の残高を有する限り、保険関係が存続することになる。

(2) 対象組合

この制度の対象となる組合は、貯金の受入れを現に行っている農協、漁協、水産加工協及び特定漁連である。

(3) 保険事故

保険金の支払の原因となる保険事故には次の2種類がある。

① 第一種保険事故 [貯金の払戻しの停止]

組合が貯金を継続的に支払わない状態がこれにあたる。

この場合は、その後の行政指導や相互援助制度等による支援、更には貯金保険制度による資金援助によって組合の再建が可能となり、貯金の払戻しの停止状態が解除されることも考えられるので、貯金保険機構は保険事故発生後1カ月以内に運営委員会を開催し、保険金の支払をするかどうかを決定することとなっている。また、保険金の支払を決定したときは、支払方法等の公告を行う。

なお、この運営委員会による支払決定の期限は更に1カ月を限度として延長することができる。とされている。

② 第二種保険事故 [組合の解散の認可、破産の宣告、解散の命令、法定組合員数を欠くことによる解散(法定解散)]

この場合は、運営委員会において保険金支払の方法等に関する公告事項を議決して保険金の支払が行われる。

2. 保 険 料

(1) 保険料・特別保険料の納付

組合は、毎年6月30日までに保険料を貯金保険機構に納付しなければならない。また、貯金者の自己責任を問い得る環境が整う平成13年3月31日までの特例措

置（特別資金援助、貯金等債権の特別買取り）に係る費用に充てるため、組合は通常の保険料に加えて毎年6月30日までに特別保険料を貯金保険機構に納付しなければならない。

なお、貯金保険機構は、保険料・特別保険料の受入れ事務を信農連、信漁連（又は農林中金）に委託して行っている。

(2) 保険料・特別保険料の額

保険料は、その年の3月31日の貯金残高に保険料率0.018%を乗じた額、特別保険料は、0.012%（政令で制定）を乗じた額である。ただし、その貯金残高から次の貯金は、保険対象外貯金として除かれる。

- 譲渡性貯金
- 国、地方公共団体及び特殊法人からの貯金
- 特定漁連が農水産業協同組合である会員から受け入れた貯金
- 農水産業協同組合その他の金融機関からの貯金
- 貯金保険機構からの貯金
- 無記名貯金

* 保険料率の改訂経過

制度創設時（昭和48年9月）から0.006%
昭和61年5月から0.010%
昭和62年4月から0.011%
昭和63年4月から0.012%
平成8年6月から0.018%

* 特別保険料率

平成8年6月から0.012%

3. 保険金及び仮払金

保険事故が発生したときは、所定の手続を経て、保険金及び仮払金の支払を行う。

(1) 仮払金の支払

保険事故が発生したときは、貯金者の当座の生活資金に充てるため、1週間以内に運営委員会の議決を経て、仮払金（普通貯金口座の残高について、20万円を限度）の支払を行うか否かを決定する。

また、仮払金の支払が決定された場合には、支払に係る手続きに関して運営委員会の議決を経て、公告（組合店頭掲示、官報・新聞掲載等）を行う。

(2) 仮払金と保険金の関係

仮払金は、その後行われる保険金支払の内払であるので、保険金の額を超過して仮払金の支払を受けた貯金者は、その超過額を貯金保険機構に返還することとなる。

(3) 保険金の額

保険金の額は、貯金者一人に対して、保険事故発生日現在、その者が組合に持っている貯金の元本の合計額で、一般貯金者の大部分がカバーされるよう政令でその最高限度額を1,000万円と定めている。

なお、貯金者が貯金を担保として提供している場合には、その被担保債権が消滅するまでの間は、保険金の支払が保留される。

貯金の利息については、限度額超過の元本と併せて、別途貯金等債権買取りの対象となるが、組合の利盛り手続(元本化する利息を元本に組み入れる手続き)の遅延しているものについては、利息を元本に加算したうえで保険金として計算する。

* 保険金支払限度額の改訂経過

制度創設時	100万円
昭和49年6月から	300万円
昭和61年9月から	1,000万円

(4) 保険金が支払われない貯金

一般的な貯金者の貯金を保護するという制度の趣旨から、次の貯金については保険金の支払は行われない。

- 保険料算出上、除外することとなっている譲渡性貯金、公共団体や金融機関からの貯金、無記名貯金
- 他人名義の貯金
- いわゆる架空名義の貯金
- いわゆる導入貯金

(5) 1,000万円を超える貯金の取扱い

保険金の支払限度額(1,000万円)を超える貯金については、「貯金等債権の買取り制度」が適用される。

[4.貯金等債権の買取り 参照]

(6) 保険金の支払方法

現金等による直接支払に加え、円滑かつ迅速な支払事務処理や現金取扱いのリスク回避の観点から、他の健全な金融機関に、貯金保険機構が保険金支払相当額の普通預貯金を設定し、これを貯金者に譲渡する方法がある。

(7) 保険金及び仮払金の支払業務の委託

貯金保険機構は、保険金及び仮払金の支払を決定したときは、信農連又は信漁連(又は農林中金)に対して、保険金及び仮払金の支払その他これに附随する業務を委託する。

(8) 支払対象貯金の請求権

保険金支払の対象となる貯金については、その貯金者の機構に対する請求時において、貯金保険機構が貯金債権を取得し、組合に対する請求権を保有することになる。

保険金が支払われることになった組合については、清算手続き(破産手続きを含む。)に移行し、貯金保険機構はその手続きに参加することになる。

(9) 保険金支払の実績

制度創設以来、問題を抱える組合の発生はあったが、関係者の努力等により保険事故に至るケースがなかったため、これまで保険金及び仮払金の支払の実績はない。

4. 貯金等債権の買取り

(1) 制度の概要

貯金者の負担を軽減し、債権の円滑な回収と清算手続きを迅速化すること等を目的とし、保険金の支払限度額(1,000万円)を超える貯金及び利息債権を、概算払率(破産手続きにおける回収見込額を考慮して設定)により算出された概算払額によって貯金保険機構が貯金者から買い取る制度であり、貯金者は、保険金に加え概算払額の支払を受けることにより組合の清算手続きに参加することなく、配当金相当額を早期に受け取ることができる。(平成9年4月1日以降から適用)

(2) 買取りの方法

保険金の対象貯金のうち、担保権の目的となっているものを除き、運営委員会の議決を経て、公告した買取り期間内に買取りが行われる。その支払方法は、保険金の場合と同じである(現金等による直接支払、預貯金設定)。

また、買取りに際し、利子とみなされるものについては、所得税・地方税が課税されることになっている。

なお、組合の清算終了後、貯金保険機構の受けた配当額が、概算払額とそれに要した諸費用の合計額を上回った場合には、貯金者に対し精算払を行う。

(3) 特例措置

農林水産大臣及び大蔵大臣が信用秩序の維持のため、破産手続きにおける回収見込額を超える特別払戻率を定めた場合は、これに基づき算出される額により、貯金等債権の特別買取りが行われる（平成13年3月末日まで）。この措置により、保険金の支払と併せ、実質的に貯金の全額保護が可能となっている。

5. 資金援助

(1) 資金援助の対象と特例措置

経営困難組合と合併（吸収又は新設）しようとする組合、経営困難組合の信用事業を譲り受けることにより救済処理しようとする組合（これらを「救済組合」という。）に対して、貯金保険機構は、直接的に資金援助を行うことができる。

また、経営困難組合の合併又は信用事業の全部譲渡若しくは信用事業再建措置について相互援助制度を通じて援助する連合会又は農林中金に対して、貯金保険機構は、間接的に資金援助を行うことができる。

更に、経営困難組合から資産の買取りその他の援助を行わせる連合会等の子会社に対して相互援助制度に基づき連合会等が資金の貸付けその他の援助を行う場合において、貯金保険機構がその連合会等に資金援助を行うことができる。

なお、特例措置（平成13年3月末日まで）として、都道府県知事のあっせんに係る経営困難組合同士の合併（以下「特定合併」という。）による新設組合に対して、貯金保険制度が資金援助を行うことができる。

(2) 資金援助の方法

救済組合に対しては、金銭の贈与、資金の貸付け又は預入れ、資産の買取り、債務の保証又は引受けの6方式が、相互援助制度により援助を行う連合会等に対しては、金銭の贈与、資金の貸付け又は預入れ、債務の保証の4方式がある一方、合併等により自己資本が低下することとなる救済組合に対する資金援助として劣後ローンを供与することができる。また、経営困難組合からの資産の買取りをすることができる。

(3) 資金援助の限度額と特例措置

資金援助を行う場合、原則としてペイオフコスト（保険金の支払に必要な費用）が上限となるが、特例措置（平成13年3月末日まで）として、内閣総理大臣、農

林水産大臣及び大蔵大臣が信用秩序維持のため必要と認めた場合には、ペイオフコストを超えて資金援助を行うことができる。

(4) 適格性の認定

救済組合又は連合会等が貯金保険機構の資金援助を受けようとするときは、予め都道府県知事による適格性の認定を受けなければならない。ただし、合併等について都道府県知事のあっせんを受けた場合及び特定合併の場合は、この必要はない。

なお、この知事の認定又はあっせんには、内閣総理大臣及び農林水産大臣の事前承認が必要である。

(5) 資金援助の決定

貯金保険機構は、資金援助の申込みがあったときは、遅滞なく、運営委員会の議決を経て資金援助を行うかどうかを決定する。なお、この決定をしようとするときは、農林水産大臣及び大蔵大臣の認可を受けるほか、内閣総理大臣の同意を得なければならない。

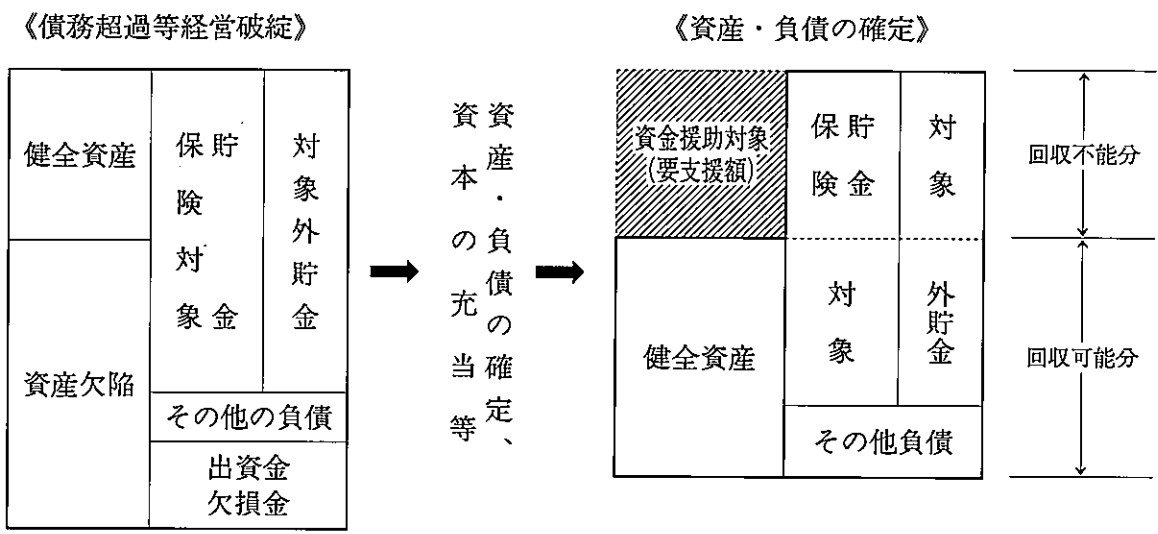
(6) 資金援助契約及びその履行

資金援助を決定したときは、貯金保険機構は、資金援助の申込みを行った救済組合又は連合会等と資金援助に関する契約を締結し、合併等が行われた日（信用事業再建措置にあっては、連合会等が援助を実行した日）以降に、契約に基づく資金援助を履行する。

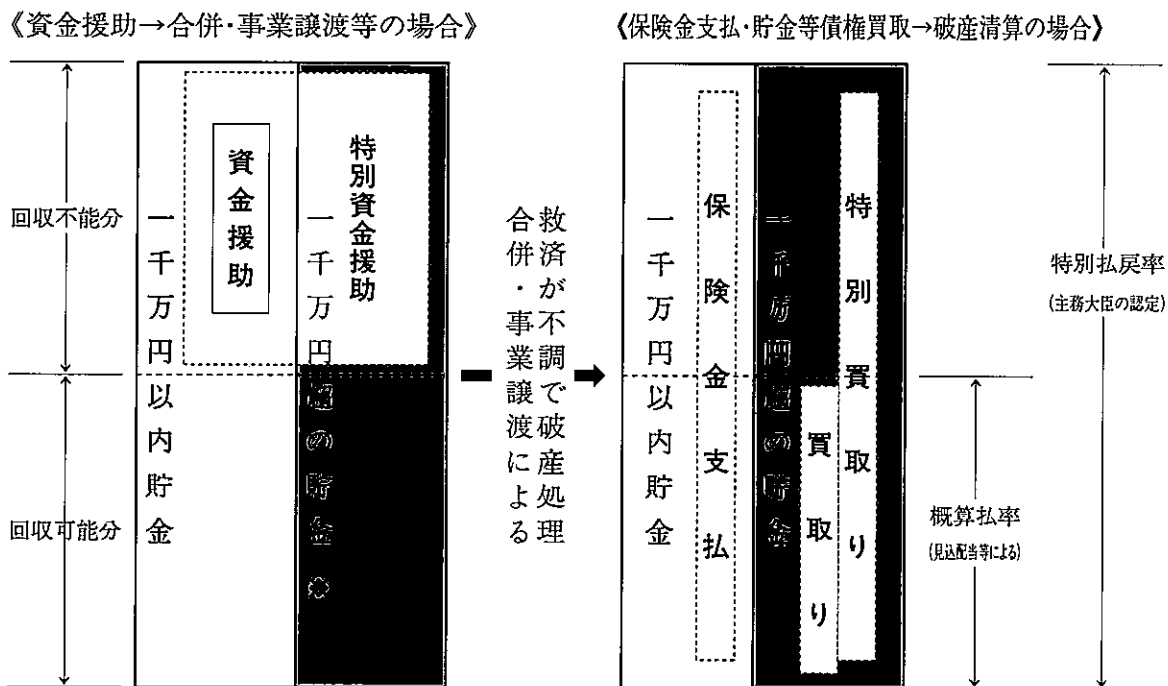
ただし、経営困難組合から資産の買取りを行う場合は、当該組合の合併等が行われる日の前までに、契約に基づく資産の買取りを履行する。

貯金保険制度の貯金者保護・信用秩序維持の措置(概念図)

組合の経営破綻の発生



貯金債権に対する貯金保険制度上の救済措置等



※1000万円超の貯金には、貯金の利息も含む。

III. 貯金保険機構の概要

1. 設 立

貯金保険機構は、貯金保険制度の運営主体として、昭和48年9月1日に設立された。

2. 資本金

資本金は当初から3億円で、その出資者、出資額は次のとおりである。

○政府・日本銀行・農林中金	22,500万円
(各7,500万円)	
○信農連	6,750万円
○信漁連等	750万円

3. 責任準備金

貯金保険機構は、毎事業年度末の決算において、一般勘定と特別勘定に区分し、保険料等の収入から必要経費を差し引いた残額をそれぞれ全額責任準備金に繰入れ、保険金等の支払及び資金援助に必要な資金として積み立てている。

4. 借入金及び政府保証

(1) 借入金

貯金保険機構は、農林中金及び日本銀行より、1,500億円を限度に借入れを行うことができる。

*借入金の限度の改訂経過

制度創設時	100億円
昭和61年9月	1,000億円
平成8年6月	1,500億円

(2) 政府保証

平成10年5月から、貯金保険機構の資金の借入れに係る債務については、国会の議決を経た金額の範囲（予算）内で、政府保証を受けることができることとなっている。

5. 運営委員会

貯金保険機構の運営に関する重要事項の議決機関として「運営委員会」が設けられ、委員7人、貯金保険機構の理事長（委員長）及び理事の9人で構成されている。農業、水産業、金融に関して専門的な知識と経験を有する人の中から農林水産大臣及び大蔵大臣の認可を受け、理事長が任命する。

* 運営委員会の議決事項

- ① 定款の変更
- ② 業務方法書の作成及び変更
- ③ 予算及び資金計画
- ④ 決算
- ⑤ 保険料率の決定及び変更
- ⑥ 第一種保険事故に係る保険金支払の決定
- ⑦ 仮払金支払の決定
- ⑧ 保険金・仮払金の支払期間、支払場所、支払方法等の決定
- ⑨ 資金援助の決定
- ⑩ 貯金等債権買取りの決定
- ⑪ 概算払率の決定
- ⑫ 貯金等債権買取りに係る買取期間、買取場所、概算払額の支払方法、提出書類等の決定
- ⑬ 精算払の決定
- ⑭ その他運営委員会が特に必要と認める事項

6. 役員

理事長、監事（1人）は農林水産大臣及び大蔵大臣により任命され、理事（1人）は農林水産大臣及び大蔵大臣の認可を受け、理事長が任命する。

7. 財務

毎事業年度の予算及び資金計画は、農林水産大臣及び大蔵大臣の認可を受けて執行、実施しており、決算は、事業年度終了後、農林水産大臣及び大蔵大臣の承認を受けることとなっている。

なお、業務上の余裕金は、国債等の有価証券の保有、金融機関への預金等として運用することとなっている。

(資料1)

貯金保険制度の拡充・整備経過

10.6.30現在

項 目	昭和48年 制度発足時	その後の変更又は追加事項				
		昭和49年	昭和61年	平成8年	平成9年	平成10年
1.対象金融機関 [法律]	農 協 漁 協 水産加工協	→	→	8年6月 特定漁連(漁協 から信用事業を 譲り受けた信漁 連)を追加	→	→
2.資本金 [認可]	300百万円 政 府 75 日 銀 75 農 中 75 信連等 75	→	→	→	→	→
3.保険料率 [認可]	0.006%	→	61年5月0.010% 62年4月0.011% 63年4月0.012%	8年6月 0.018%	→	→
特別保険料率 [政令]				0.012%	→	→
4.保険金支払方法等 [法律]	債務控除	→	→	8年6月 債務控除規定廃止	→	→
保険金支払限度額(1貯金 者当たり) [政令]	100万円	49年6月 →300万円	61年9月 →1,000万円	担保貯金の支払保留	保留順序の変更	→
5.仮払金支払 [法律]			61年9月 導 入	→	→	→
同限度額(普通貯金1口座 当たり) [政令]			20万円	→	→	→
6.貯金等債権買取り [法律]				9年4月より適用 導 入	→	→
7.資金援助 [法律]			61年9月 導 入 合併、信用事業再建措 置に対する資金援助	8年6月 信用事業の全部 譲渡にする資金援助 を追加	9年12月 → 新設合併に対する 資金援助を追加	10年5月 救済組合等に対する劣後 ローン供与を追加 経営困難組合から資産の 直接買取りを追加 信連子会社による不良資 産買取り支援を追加
8.借入金 政府保証 [法律]			61年9月	8年6月		10年5月 導 入
農中・日銀借入限度額 [政令]	100億円	→	1,000億円	1,500億円	→	→

※(注)1.上記に関連する金融制度調査会答申等

昭和45年7月「預金者保護と金融機関保護の峻別」

昭和60年5月「金融自由化の進展とその環境整備」

平成7年12月「金融システム安定化のための諸施策」

平成10年1月「金融システム安定化緊急対策」(政府・自民党)

2.6及び7については、平成12年度末までの時限的措置として別途特例措置を実施

(資料 2)

貯金保険機構の発動実績一覧

(平成10年 6月30日現在)

運営委員会 議決日	契約日	金額	救済組合	経営困難組合	援助方式
昭和 62.7.27	昭和 62.8.1	第1期 毎年度 3.5億円			
平成 4.2.17	平成 9.2.29	第2期 毎年度 3.5億円	かごしま農協 (旧田上農協)	鹿児島市農協	金銭贈与 15年
9.3.25	9.4.1	第3期 毎年度 4.96億円			
6.3.23	6.4.1	毎年度 0.75億円	美野里町農協	トキワ園芸農協	金銭贈与 15年
9.3.25	9.4.1	一括贈与 11.9億円 (9.6.23実施)	なぎさ漁協	黒井漁協	金銭贈与
9.7.4	9.7.15	一括贈与 36.8億円 (9.10.1実施)	高松市中央農協	高松東部農協	金銭贈与
10.3.26	10.4.1	一括贈与 61.8億円 (10.4.1実施)	桜井しき農協	広陵町農協	金銭贈与

(資料 3)

資金援助の実績

・鹿児島市農協（鹿児島県：昭和62年7月27日、平成4年2月17日、同9年3月25日運営委員会議決）

項目	内容	備考
経営困難組合	鹿児島市農協	
救済組合	かごしま農協	コープファイナンス（株）が一部の固定化債権の回収、償却を行う
救済方法	合併	
再建計画	現行計画（H9～H13）	再建期間は昭和62年以降15年間（当初22年）
資金援助の相手	鹿児島県信農連	全国農協相援制度を通じて援助
資金援助の方法	金銭贈与（利子補給等）	分割贈与
援助額	4.96億円/年 従来3.5億円/年	新相援8.22億円、農中8.07億円、県内21.25億円、旧相援5.8億円、農中5.7億円、県内15億円

・トキワ園芸農協（茨城県：平成6年3月23日運営委員会議決）

項目	内容	備考
経営困難組合	新みのり信用農協	トキワ園芸農協の信用事業を譲受した新設農協
救済組合	美野里町農協	
救済方法	合併	
再建計画	現行計画(H6～H10年度)	再建期間はH6年以降15年間
資金援助の相手	美野里町農協	全国農協相援は、別途支援
資金援助の方法	金銭贈与（償却費用等）	分割贈与
援助額	0.75億円/年	他に、相援0.2億円、農中0.55億円、県内1.5億円

・黒井漁協（山口県：平成9年3月25日運営委員会議決）

項目	内容	備考
経営困難組合	黒井漁協	
救済組合	なぎさ漁協	信用事業のみ行う新設漁協
救済方法	信用事業全部譲渡	黒井漁協は経済事業のみを行う
再建計画	平成9年度中に償却を完了	
資金援助の相手	なぎさ漁協	全国漁協相援は、別途支援
資金援助の方法	金銭贈与(償却費用)	一括贈与
援助額	11.9億円	他に、相援2.66億円、県内14.6億円 (県系統組織は、別途13.89億円)

・高松東部農協（香川県：平成9年7月4日運営委員会議決）

項目	内容	備考
経営困難組合	高松東部農協	
救済組合	高松市中央農協	隣接農協
救済方法	信用事業全部譲渡	全事業譲渡
再建計画	平成9年度中に償却を完了	
資金援助の相手	高松市中央農協	全国農協相援は、別途支援
資金援助の方法	金銭贈与(償却費用)	一括贈与
援助額	36.8億円	他に、相援8.2億円、県内85億円

・広陵町農協（奈良県：平成10年3月26日運営委員会議決）

項目	内容	備考
経営困難組合	広陵町農協	
救済組合	桜井しき農協	隣接農協
救済方法	合併	
再建計画	平成10年度中に償却を完了	
資金援助の相手	桜井しき農協	全国農協相援は、別途支援
資金援助の方法	金銭贈与(償却費用)	一括贈与
援助額	61.8億円	他に、相援13.7億円、県内75.5億円

(資料 4)

組合数・総貯金・被保険貯金・保険料(年度別)

区分 年	対象組合数			農業協同組合			漁業協同組合		
	農協	漁協	計	総貯金 (億円)	被保険貯金 (億円)	保険料 (百万円)	総貯金 (億円)	被保険貯金 (億円)	保険料 (百万円)
48	5,428	1,832	7,260	93,268	91,671	183	4,016	3,934	8
49	5,202	1,833	1,838	113,187	111,007	666	5,202	5,110	31
50	4,904	1,808	6,712	130,133	128,077	769	5,872	5,794	35
51	4,846	1,800	6,646	152,478	149,839	899	7,047	6,954	42
52	4,800	1,798	6,598	173,203	170,207	1,021	8,325	8,205	49
53	4,653	1,799	6,452	194,374	190,695	1,144	10,021	9,868	59
54	4,633	1,808	6,441	219,334	215,074	1,290	11,220	11,039	66
55	4,605	1,795	6,400	244,556	239,369	1,437	12,178	11,960	72
56	4,578	1,797	6,375	268,700	262,934	1,578	12,807	12,557	75
57	4,480	1,793	6,273	295,243	288,788	1,733	13,790	13,499	81
58	4,424	1,792	6,216	317,096	309,932	1,860	14,807	14,486	87
59	4,385	1,790	6,175	337,599	329,693	1,980	15,231	14,869	89
60	4,369	1,787	6,156	362,248	354,167	2,125	15,997	15,596	94
61	4,321	1,790	6,111	387,802	378,738	3,282	16,545	16,113	140
62	4,243	1,783	6,026	407,772	397,779	4,270	17,018	16,536	178
63	4,113	1,776	5,889	432,403	421,080	4,948	18,016	17,477	205
1	3,881	1,762	5,643	465,495	451,743	5,421	18,876	18,266	219
2	3,742	1,755	5,497	512,614	496,383	5,957	20,089	19,412	233
3	3,597	1,746	5,343	561,603	543,042	6,516	21,113	20,305	244
4	3,389	1,733	5,122	606,642	586,235	7,034	21,950	21,036	252
5	3,109	1,682	4,791	630,325	608,208	7,298	22,203	21,244	255
6	2,819	1,547	4,366	654,711	632,010	7,584	21,245	20,285	243
7	2,586	1,444	4,030	676,965	653,914	7,847	20,133	19,178	230
8	2,357	1,396 (17)	3,753 (17)	676,306	653,046	10,122 4,571	27,926	22,854	332 160
9	2,158	1,285 (19)	3,443 (19)	677,631	654,435	11,772 7,848	27,567	22,755	409 273

- (注) 1. 組合数は、各年6月30日現在(ただし、昭和48年は9月29日現在)
2. 漁業協同組合には、平成8年以降、特定漁業協同組合連合会を含む(組合数欄の下段に括弧書き内数表示)。
3. 特別保険料は、平成8年以降下段に外数として表示
4. 保険料率 ・一般保険料 48年~60年...0.006%(ただし、48年は9月~12月の4カ月分)
61年...0.01%、62年...0.011%、63年...0.012%、
8年...0.018%
・特別保険料 8年...0.012%

(資料 5)

平成9年保険料・特別保険料(都道府県別)

(単位：千円)

都道府県	農 協			漁 協		
	組合数	保 険 料	特別保険料	組合数	保 険 料	特別保険料
北海道	240	388,333	258,889	127	70,857	47,238
青森	81	79,658	53,105	48*	7,691	5,127
岩手	47	137,597	91,731	40	14,638	9,758
宮城	63	154,574	103,049	67	11,777	7,851
秋田	72	115,689	77,126	4	720	480
山形	27	141,684	94,456	2	1,050	700
福島	49	179,863	119,909	19	3,355	2,237
茨城	55	198,985	132,656	16*	3,778	2,519
栃木	43	229,419	152,946			
群馬	42	214,519	143,012			
埼玉	59	502,511	335,007			
千葉	55	364,043	242,695	39*	16,242	10,828
東京	32	446,440	297,627	20	1,164	776
神奈川	33	663,594	442,396	16*	7,644	5,096
山梨	40	92,158	61,439			
長野	51	421,970	281,313	1	5	3
静岡	25	596,070	397,380	5*	25,552	17,034
新潟	106	320,612	213,741	4*	4,821	3,214
富山	37	202,720	135,147	6*	6,496	4,331
石川	33	154,902	103,268	28*	7,929	5,286
福井	24	123,448	82,298	13*	6,946	4,630
岐阜	31	386,887	257,924			
愛知	55	741,252	494,168	29*	15,115	10,077
三重	25	289,740	193,160	22*	22,617	15,078
滋賀	23	197,274	131,516			
京都	25	177,351	118,234	8*	6,825	4,550
大阪	55	486,007	324,004			
兵庫	50	604,272	402,848	45	12,049	8,032
奈良	44	162,822	108,548			
和歌山	42	187,910	125,273	26*	8,684	5,789
鳥取	13	82,427	54,951	3*	3,518	2,345
島根	15	117,905	78,603	13*	8,558	5,705
岡山	79	274,228	182,818	19	1,382	921
広島	39	342,191	228,127	26*	6,948	4,632
山口	22	183,639	122,426	87	16,017	10,678
徳島	44	121,795	81,197	30	6,083	4,055
香川	47	210,481	140,321	33	6,049	4,033
愛媛	35	241,520	161,013	69	18,844	12,563
高知	45	123,532	82,355	66	12,299	8,199
福岡	37	306,568	204,379	52*	9,773	6,515
佐賀	32	118,013	78,675	32	6,992	4,661
長崎	35	103,349	68,899	118	22,652	15,101
熊本	33	127,988	85,325	46	3,415	2,277
大分	36	93,929	62,619	30	6,023	4,015
宮崎	14	101,379	67,586	19	6,877	4,585
鹿児島	40	151,811	101,207	30*	13,270	8,847
沖縄	28	109,409	72,940	27*	4,715	3,144
合 計	2,158	11,772,468	7,848,308	1,285	409,369	272,911

(漁協には水産加工協、特定漁連を含む。)

*特定漁連を含む組合数

(資料 6)

年度別収支状況

(単位：百万円)

年度	収 入			支 出			差引剰余金 (責任準備 金繰入れ)	責任準備金 残 高 (年度末)
	保険料	運用収 入等	計	経費	資金 援助	計		
S 48	191	19	210	14	—	14	196	196
S 49	697	68	765	36	—	36	729	924
S 50	803	170	973	60	—	60	913	1,837
S 51	941	234	1,175	88	—	88	1,087	2,925
S 52	1,070	312	1,382	62	—	62	1,320	4,245
S 53	1,203	408	1,611	67	—	67	1,544	5,789
S 54	1,357	483	1,840	69	—	69	1,771	7,561
S 55	1,508	707	2,215	70	—	70	2,145	9,706
S 56	1,653	857	2,510	88	—	88	2,422	12,128
S 57	1,814	1,062	2,876	81	—	81	2,795	14,923
S 58	1,946	1,299	3,245	80	—	80	3,165	18,088
S 59	2,069	1,545	3,614	86	—	86	3,528	21,616
S 60	2,219	1,734	3,953	99	—	99	3,854	25,470
S 61	3,422	1,951	5,373	99	—	99	5,274	30,744
S 62	4,448	2,125	6,573	115	350	465	6,108	36,852
S 63	5,153	2,298	7,451	122	350	472	6,979	43,831
H 1	5,640	2,595	8,235	142	350	492	7,743	51,574
H 2	6,190	3,191	9,381	153	350	503	8,878	60,452
H 3	6,760	3,910	10,670	157	350	507	10,163	70,615
H 4	7,287	4,422	11,709	154	350	504	11,205	81,820
H 5	7,553	4,804	12,357	207	350	557	11,800	93,620
H 6	7,828	4,999	12,827	214	425	639	12,188	105,808
H 7	8,077	4,459	12,536	230	425	655	11,881	117,689
H 8	10,454	4,062	14,516	298	425	723	13,793	131,482
	4,731	16	4,747	0	0	0	4,747	4,747
H 9	12,182	3,707	15,889	401	5,441	5,842	10,047	141,529
	8,121	78	8,200	0	0	0	8,200	12,947

(注) 平成8年度以降の責任準備金欄の上段は一般勘定、下段は特別勘定である。

(資料 7)

被保険貯金残高と責任準備金の推移

(単位：百万円、%)

年度末	対象金融機関貯金残高			責任準備金	
	総貯金	被保険貯金	総貯金に対する比率	金額	被保険貯金に対する比率(%)
S 48	9,638,380	9,560,497	0.99	196	0.002
S 49	11,838,850	11,611,731	0.98	924	0.007
S 50	13,600,474	13,384,085	0.98	1,838	0.012
S 51	15,952,531	15,679,309	0.98	2,925	0.016
S 52	18,152,786	17,841,247	0.98	4,245	0.021
S 53	20,439,450	20,256,333	0.99	5,789	0.026
S 54	23,055,457	22,611,311	0.98	7,561	0.030
S 55	25,673,432	25,132,960	0.98	9,706	0.035
S 56	28,150,754	27,549,035	0.98	12,128	0.040
S 57	30,903,326	30,228,662	0.98	14,923	0.046
S 58	33,190,367	32,441,830	0.98	18,088	0.052
S 59	35,283,000	34,456,262	0.98	21,616	0.058
S 60	37,824,468	36,976,269	0.98	25,470	0.065
S 61	40,434,643	39,485,082	0.98	30,744	0.074
S 62	42,478,989	41,431,519	0.98	36,852	0.084
S 63	45,041,874	43,855,659	0.97	43,831	0.093
H 1	48,437,156	47,000,938	0.97	51,574	0.100
H 2	53,270,278	51,579,441	0.97	60,452	0.107
H 3	58,271,565	56,334,644	0.97	70,615	0.116
H 4	62,859,166	60,727,033	0.97	81,820	0.130
H 5	65,252,792	62,945,110	0.96	93,620	0.144
H 6	67,595,545	65,229,478	0.96	105,808	0.157
H 7	69,709,764	67,309,197	0.97	117,689	0.174
H 8	70,423,208	67,589,987	0.96	136,229	0.201
H 9	70,519,762	67,719,129	0.96		

(注) H 8 年度以降責任準備金は、一般勘定と特別勘定の合算金額である。

(資料 8)

運営委員、役職員一覧

平成10年7月現在

○ 運営委員会

委員長 (理事長)	森 本 修	
委員 (五十音順)	朝 倉 巖	(東京都：東京南農業協同組合代表理事組合長)
同	安 斎 隆	(日本銀行理事)
同	植 村 正 治	(全国漁業協同組合連合会代表理事会長)
同	木 下 清	(兵庫県：津居山港漁業協同組合代表理事組合長)
同	杉 浦 與曾松	(全国信連協会会長理事)
同	原 田 睦 民	(全国農業協同組合中央会会長)
同	廣 瀬 竹 造	(滋賀県：グリーン近江農業協同組合代表理事)
理 事	町 田 博	

○ 役 員

理事長	森 本 修	
理 事	町 田 博	
監 事	白 井 好 次	(神奈川県信用農業協同組合連合会代表理事会長)

○ 主要職員

総括参事	米 永 隆 司	
参 事 (総務担当)	小 林 英 毅	
参 事 (業務担当)	高 村 紘 一	
参 事 (調査担当)	篠 原 正 勝	

(資料 9)

農水産業協同組合貯金保険機構組織図

